

# 福島県

## 「原子力損害の賠償等に関する お困りごと相談会」に

### ADRセンターの出張窓口を開設します

予約不要  
手続費用  
無料

令和7年

3月 7日(金) 10時00分～15時15分

南東北総合卸センター 2階 第2・第3会議室

(郡山市喜久田町卸1丁目1-1)

3月 10日(月) 10時00分～15時15分

イオンいわき店 2階 (いわき市平字三倉68-1)

※ 出張窓口では、ADRセンターの弁護士らから申立てのサポートを受けられます  
各会場の受付は、終了時刻の30分前までです

### 原発事故の損害賠償の請求はお済みですか？

## もうひとつの選択肢 “ADR” があります

### 第五次追補の追加賠償や

### 営業損害についても申し立てができます



※ ADRとは Alternative Dispute Resolution (裁判に代替する紛争解決手続) のことです

### 国の機関であるADRセンターでは 無料で話し合いによる解決の仲介をします

約8割の事案が  
和解に至っています

◆ **福島県** 原子力損害対策課

原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口

☎ 024-521-8216 平日午前8時30分～午後5時15分

◆ **文部科学省** 原子力損害賠償紛争解決センター  
(ADRセンター)

フリーダイヤル 0120-377-155 平日午前10時～午後5時



ADR手続の流れ

# このような場合、賠償額が増額される可能性があります

## 【透析治療を要する状態で避難したことへの増額の事例】

■申立人:自主的避難等対象区域(いわき市)から避難した申立人及びその母である被相続人(被相続人の子である申立人らが相続)等

■ポイント:中間指針第五次追補が定める目安額を踏まえた金額に加え、透析治療を要する状態で避難をし、通院及び治療への負担が増加したことについて増額が認められた。

■和解内容:平成23年3月から同年12月までの精神的損害として、中間指針第五次追補が定める目安額を踏まえた金額に加え、透析治療を要する状態(身体障害者等級1級)で避難をし、通院及び治療への負担が増加した被相続人に係る一時金として30万円の増額分が、被相続人を介護しながら避難していた申立人に係る一時金として15万円の増額分がそれぞれ賠償されたほか、避難費用及び生活費増加費用が賠償された(ただし、既払金は控除。)

和解合計金額 約101万円 令和6年2月9日成立 公表番号2042

## 【指定難病の罹患のため避難ができなかった事例】

■申立人:自主的避難等対象区域(福島市)に居住していた申立人夫婦

■ポイント:原発事故当時、申立人夫が指定難病(身体障害等級1級)に罹患していたため、避難を実行しなかったもののできなかったという事情が考慮された。

■和解内容:申立人夫に対し、平成23年3月から同年12月までの精神的損害(一時金)として5万円が賠償された。

和解合計金額 5万円 令和6年3月8日成立 公表番号2048

## 【生活基盤変容による精神的損害及びその増額分の賠償等が認められた事例】

■申立人:緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた被相続人(申立人が相続)

■ポイント:原発事故当時の年齢や居住の状況等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額分としての賠償が認められた。

■和解内容:平成27年3月までの日常生活阻害慰謝料や平成28年3月までの入院雑費等の賠償が認められたほか、原発事故当時の年齢(80歳代)、居住期間(約65年)、体調、自宅に戻ることができないまま逝去したこと等も考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として、合計70万円(中間指針第五次追補の定める目安額50万円を20万円増額)の賠償が認められるなどした。

和解合計金額 408万円 令和6年8月7日成立 公表番号2074

## 【原発事故と相当因果関係のある損害として営業損害が認められた事例】

■申立人:自主的避難等対象区域(いわき市)において松茸栽培の個人事業を営んでいた

■ポイント:申立人の所有する山林で採取された松茸から基準値を上回る放射線量が計測されて出荷制限を受けたことから、原発事故と相当因果関係のある損害として営業損害(逸失利益)が認められた。

■和解内容:単価として申立人の主張する金額(令和元年及び令和2年の単価)を採用し、これに申立人が実際に収穫した松茸の重量を乗じることにより、令和3年及び令和4年における損害額を算定した。

和解合計金額 約26万円 令和5年8月2日成立 公表番号1990

### 日常生活阻害慰謝料とは

避難等を余儀なくされたことにより、日常の平穏な生活が長期間妨げられたために生じた精神的苦痛に対する慰謝料です。

### 生活基盤の変容とは

住居があった区域の元の地域社会が変質してしまい、故郷がかなりの悪影響を受けた状況のことをいいます。

